

関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない 東海の会 NEWS NO.13



関生東海の会 公式ホームページ

<https://kannama-tokai.jimdofree.com>



関生東海の会 Twitter@kannmatokainew

【発行日】

2022年12月10日

【連絡先】

〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目
13番46号 ウィストリアビル5階

名古屋共同法律事務所

TEL 052-262-7061

FAX 052-262-7062

kannamatokai@gmail.com

関西生コン弾圧 越年する歴史的闘争 勝利の日まで

弾圧が始まって4年。2019年6月私たち「関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会」は 全国に先駆けて東海地区の労働組合運動や市民運動の有志によって党派を超えて結成されました。私たちは、大量逮捕起訴-委員長、副委員長の長期勾留-検察官による組合脱退勧奨、組合員の減少に耐え、不屈のたたかいを継続する関西生コン支部を勝利の日まで支援していきます。世紀を超え 労働運動によって勝ち取られた日本国憲法にも保障された労働組合の当たり前の活動が違法とされるこの事件は、環境と労働条件の改善、戦争に反対し平和を願う私たち自身の問題でもあります。一連の裁判での勝訴判決と不当判決が錯綜するなか 今後とも裁判の傍聴支援や定期的な街頭宣伝、名古屋での関生支部の皆さんとの交流会の開催などを通じて関西生コン支部弾圧の実態を知らせていく活動を継続し、労働組合運動、市民運動の幅広く連帯を呼びかけて行きます。分断に抗して団結して未来を切り開いていきましょう



2023年 10:00～大阪府警本部前 元旦抗議行動

主催：労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会

全国から支援・連帯のアピール 今年も東海の会から参加します。



大津 1次事件判決 2023年3月2日 13:15～ 大津地裁へ

コンプライアンス活動は犯罪じゃない

9月13日 検察は 湯川委員長に懲役8年 その他組合員と組合委員5名に懲役4年6ヶ月-1年6ヶ月を求刑 被告は完全無罪を主張。同日120名論告求刑支援集会在開催された。湯川委員長は「8年の求刑には動かない、一つの試練だと思って運動を続けていく コンプライアンス活動は組合として間違っていない、阪神大震災以来自分たちの運ぶ生コンの品質に責任を持つとやってきた。先進国では認められている普通の活動だ」と無罪判決に向けての決意を述べた。10月24日の被告最終弁論を経て3月2日に判決集会在開催される。

裁判における弁護側主張(要約)は以下のとおり

○ 関生支部の性質と労働基本権の権利主体性

・関生支部は、生コン産業における産別労組であり、憲法28条・労組法が保障する団体行動権の権利主体である。

○ 関生支部の取組

ア 関生支部は、建設現場における労働者の安全と健康の確保、環境汚染の防止を目的として、国、地方自治体への働きかけや現場での改善運動に取り組んできた。

イ 関生支部は、生コン産業で働く労働者を組織する産別労組の社会的責任として、生コンの品質管理に取り組んでおり、自治体に適正な品質確保のための申入れを繰り返すなどの活動をしてきた。

○ 関生支部と協同組合の取組

ウ 関生支部が協組と協力し、協組の組織拡大を図り、生コン製品の適正価格の確保と不公正な競争の防止に当たることは正当である。

エ 関生支部が員外社に対し協組へ加盟するよう圧力を加えること、員外社と安値取引をしているゼネコン等に対し協組との取引を要請すること、協組に対し公正なシェア運営など民主的な運営を求めることは、いずれも憲法28条の団体行動権の行使として保障されている。前記アの背景事情のもとで、関生支部組合員の行為は、不公正な競争を排除して共同販売事業を拡大するなどという正当な目的のために、あるいは公益通報者保護法の法理に基づく正当な権利の行使として少数人、根拠短時間、平穏な態様で行われたものであり、しかも、不公正な競争の維持のためのセクスイ、フジタ、日建、東横インの営業の自由よりも、その行為により保護される労働者の安全確保、経済的地位の向上、不公正な競争の排除その他公益の確保が優越し、違法性が阻却される。



3月21日(祝) 13:30～労働会館本館(名古屋市熱田区沢下町9-3)で

3月2日の判決を受けて判決報告と関生労組員との学習交流会の開催を予定

解説：中谷雄二弁護士



10月23日「映画とトークで考える 女性と労働組合」満席の盛況!



関生支部組合員との交流も 映画『ここから「関西生コン事件」と私たち』

(土屋トカチ監) 全国に先駆けての上映会が名古屋で行われた。映画上映前に大石あきこ衆議院議員(れいわ新撰組)からのビデオメッセージ。その後討論が行われた。松尾聖子さん(映画の主人公)「今、世間的には関生支部のイメージがとても悪い、関生支部のイメージアップになれば良いと思って、映画に撮影されることを承諾した。」「ミキサー車の女性運転手も多くなってきた。関生支部があって要求が通るようになった。」「義理の兄が逮捕されて、家族がバラバラになってしまった。」「組合は何も悪いことをしていない。私は組合を辞めない。」「他がストライキをしないから、弾圧に遭う…全国でストライキが当たり前になって欲しい。皆が労働組合に結集して闘えば、世の中は変わるはずだ。」「平田さん(関生支部教育部長 京津ブロック担当役員)「2017年のストライキの3日前に組合加入直後大弾圧に遭う、2019年から役員をしている。京都、滋賀の裁判で走り

回っている。『東海の会』からは毎回のように公判傍聴に来て貰って感謝している。」「松尾さんは涙もろい。よく泣く。映画の撮影中にもよく泣いていた。でも完成した映画では泣いているところはない。松尾聖子さんの葛藤も含めて、映画は人間をよく描いている。」「関生支部が、今シンドイのは事実だ。弾圧4年の歳月は苦しい。職場復帰するときには定年を超えてしまう、ということも出てくる。それぞれの人の抱える家族、生活の事情もある。でも大先輩達の闘いの足跡を辿ってみると、このままでは終わらない、必ず復活すると確信できる。」名古屋ふれあいユニオン事務局長「専従になったばかり、よくわからないところも多々。ストライキが認知されていない、労働組合法とか、知られていない。もっと知らせていかねばならない。」

・女性ユニオン名古屋「映画を観て、これが『日本の現実』と思った。全国の人に観てほしい。」「無知と無関心で現状を許してしまっている。知ることで動くはず。『仲間がいる』ということはとても大事。でも仲間をつくれぬ女性もいっぱいある。アルバイトなどの不安定雇用で繋がることもできない。この地域でも『女性交流会』を開催して、横の繋がりを作ろうと考えている。」

他に、会場から「労働組合を作ったが、組合員が増えない、どうしたら良いだろうか」「かつてはストライキも当たり前だった。その当たり前をどう取り戻すか」「政治を変えて行かねばならないのでは」などの意見や質問が出されました。

熊沢誠共同代表のまとめ。労働組合は『人』が作り、『人』でつながっている。弾圧は人の心の襲、生活の襲に切り込んで来る。松尾聖子さんの人となり魅力的。その魅力を引き出し、誇りと悲しみの双方をたじろがずに見つめている土屋監督の複眼的視点が良かった。」「今、イギリスの炭鉱ストライキの研究を行っている。14万人の、1年以上にわたるストライキ。妥結する3日前まで7万人が残った。サッチャーの弾圧は凄まじく、流血騒ぎもあった。国民の大カンパで闘争が支えられた。家族もともに闘った。」「関西生コン支部の闘いはピケの問題。直接雇用関係にない企業・事業所にも、コンプライアンスを要求しピケティングを行っている。」「日本の寒々とした風景の中で関生の闘い労働者はすくと立っている。まともな労働者のいるところに未来はある。」



映画『ここから』と「女性と労働組合」上映会とこれからの運動についての共同代表石田好江さんのコメント

映画は、多くの組合員が警察・検察の弾圧によって仕事を奪われ、組合を脱退していく中、組合に踏みとどまり、運動を建て直そうとする関生組合員を描いたものでした。そこを、今回、あえて「女性と労働組合」という集会テーマにしたのは、映画を通じて女性と労働組合の相互作用に注目してほしかったからです。

アメリカではアフーマティブアクションの後押しもあって、1980年代から男性職であるトラックドライバーへの女性進出が始まります。その先頭を切ったのがシングルマザーの女性たちです。ウエイトレスや介護職などの女性職の賃金に比べ、トラックドライバーの賃金が格段に高かったからです。今回の映画の中で就職が決まった松尾聖子さんが「これで生活保護から抜けられる。3人の子どもを育てられる」と喜ぶ話は日米のシングルマザーに共通するものです。生活ができる賃金を保障してくれる労働組合は女性たちにとってなくてはならない存在であったことは間違いありません。その一方で、壁になったのも労働組合でした。トラック業界に進出した女性たちは、まずは粘り強く労働組合幹部の意識を変えることから始め、次には労働組合と一緒にトイレやシャワー室の改善、セクハラ防止など男性仕様の職場慣行を変えてきました(映画でもそこが描かれていました)。労働組合にとっても多様性を重視する新しい時代に生き残るためにはジェンダー視点(女性運動の視点)が不可欠でした。いま、関生支部がその再建のために「女性と労働組合」から学ぶのはその点です。今回の弾圧が一労働組合をつぶすだけにとどまらず、日本社会のあり方そのものまで変えようとしている以上、広く国民の支持を得るためにも、労働現場への対応だけでなく、社会運動・市民運動と連携した運動が重要であるといえます。



愛知連帯労組ユニオンの闘い



労働者本人訴訟で国に勝訴(画期的判決)

名古屋地裁 ミキサードライバーが、労災不支給決定取消訴訟で勝訴
 11月16日13:10、名古屋地裁で、連帯ユニオンのミキサードライバーが弁護士に委任せずに行方不明の労災不支給決定取消訴訟で、勝利判決を勝ち取りました。原告は、三菱マテリアル直径工場で、生コンの運送を行う労働者です。2020年4月28日、原告はミキサー車を洗浄中、足を滑らせて梯子に片手でぶら下がる状態となり肩腱板を断裂、会社を長期に休業、複合手術を行いました。原告は労基署に労災を申請しましたが、工場内の監視カメラに原告がミキサー車を洗車する際に腕を上げる動作が映っていたとして、会社が「虚偽の申告だ」と騒ぎ立て、追随した労基署は労災請求を棄却しました。しかし、肩腱板はインナーマッスル、損傷しても腕が動かさないわけではありません。原告は労災の審査請求、再審査請求を繰り返しましたが、長年労災医員を勤める医師が監視カメラの映像を根拠に業務と腱板断裂の因果関係を否定し、いずれも棄却されていました。原告は真実を否定されたことに怒り、屈せず、連帯ユニオンのバックアップの下、国への訴訟を提起、インターネットで整形外科学会や大病院の数多くのサイトからの情報を書証として提出、肩腱板断裂では腕の挙上が可能なことを立証し、この日の勝利判決を勝ち取りました。原告の手術を執刀した主治医は「こんなことで労災が棄却されたのは初めてだ」と怒り、診断書の料金を3通の詳細な意見書を書いてくれました。職場の仲間や家族の証言と陳述書も大きな力になりました。国の労災認定の在り方に一石を投じる勝利です。

港運企画事件 (社長が労働者から腹を殴ったとして虚偽告訴 警察に40日以上も勾留され 嫌疑不十分で不起訴となった事件 労働者に暴力団との関係をちらつかせ恫喝も) 労働委員会と裁判、証人尋問が継続中 原告労働者の一貫した主張と会社側の証人予定の4名が脱落 社長ひとりが支離滅裂な証言に終始)

小西生コン事件 一部勝訴 生弾圧に乗じて関西生コン支部関連の労働組合員であることを理由に定年後の再雇用を認めなかった会社に愛知労働委員会に救済申し立てしたが、団体交渉拒否が不当労働行為にあたり認定したものその他救済(労働協約破棄一再雇用拒否、昇給差別)は認めなかった。労働組合は、労働委員会の決定を不服として名古屋地裁に提訴 10月19日名古屋地裁は労働協約破棄、昇給差別が不当労働行為としたものの救済(再雇用)は認めなかった。労働組合は名古屋高裁に控訴し闘いを継続している

奈良・吉田生コン闘争 11月22日奈良で集会-デモ



奈良の吉田生コン社から懲戒解雇を受けたY組合員の解雇を無効とする10月27日 奈良地裁の勝訴判決を受けて11月22日 JR奈良駅前吉田生コン闘争勝利！集会が開催された。150人の支援者が駆け付けた。
 Y組合員、F組合員は、2019年4月 会社からの「組合を辞めるか自主退職を」との強要を拒否。2020年3月奈良地裁は解雇無効と賃金支払いを命じる仮処分を決定。2020年9月にはY組合員は「正社員化や保育所入所に必要な就労証明を求めたこと」が強要とされた加茂生コン事件での逮捕起訴を理由に会社は再び懲戒解雇とした。2021年12月 控訴審でY組合員の完全無罪が勝ち取られた。Y組合員を解雇した理由は完全になくなった。会社側は控訴し、定年を理由にYさんの職場復帰を拒んでいる。職場復帰を果たしたF組合員もミキサードライバーから不慣れで過酷なコンクリート製造職場に配置転換されている。Y組合の職場復帰とF組合を元の職場に戻すたかいと関生支部の拠点奈良ブロック 吉田生コン支部を守る闘いは続く。奈良市の中心街から猿沢池までデモ行進が行われた。



TKY 高槻生コン 工場解体に屈せず組合を守り抜く闘争を継続

関生労組つづしの弾圧の中にあつて労組員が守ってきた TKY 高槻生コン。「代表取締役」の K は、労働組合との交渉に応じることなく、労組つづしを続ける大阪広域協 副理事長 大山が経営する京南生コンに売却。大山は工場解体の暴挙に出た。7月に始まった強引な解体工事で強アルカリ水が流出し付近の環境を汚染したことが労組員の監視活動で明らかになった。またメーカーへ適切に返却しなければならない放射線使用機器を破壊・廃棄したのではないかと疑惑も労組員の監視活動で浮上している。この問題は、高槻市議会でも問題にされそれを知った大山は、元市議 D の仲介で問題を指摘した議員をファミリーレストランに呼び出し市民集会で発言する同議員の写真を見せ「これどないすんねん」と大声で罵声を浴び「落選運動でも何でもする」とまで恫喝した。大阪広域協副理事長の暴力団まがいの言動はゆるされない。業界から一掃されるべきは誰なのか。職場を奪われてもなお高槻生コン支部の労組員は職場再建をもとめて闘いを継続している

ナニワ生コン社 解雇撤回を求め中労委闘争へ

大阪・茨木市にあるナニワ生コン社は、関生弾圧に乗じて組合を不当に解雇した。大阪府労働委員会は2020年 組合つづしの不当労働行為と認定し「懲戒解雇を撤回し現職復帰させこと、団体交渉に応じること」等の組合側勝利命令を下した。会社は命令に従わず、ヤメ検弁護士を使って関生支部が労働組合運動をかたる「反社会勢力」だとして解雇の正当性を主張し上訴。現在 舞台を中央労働委員会に移し係争中だ。



裁判傍聴記録（2022年9月-11月）

■大津地裁（ビラまき「業務妨害」裁判 大津 2次事件）

法令違反を指摘し是正を求めるビラをゼネコン フジタの敷地の外で短時間配布したことが威力業務妨害とされる事件だ。8名の組合員が被告となっている。3月2日判決の大津1次で問題にされたコンプライアンス活動を同様の犯罪とする事件から遅れて審理されている。証拠は1次事件と同一のものだ。組合員どうしの接触や事務所への立ち入り禁止などの保釈条件は解かれぬままだ。一連の裁判で関生労組の活動は大きく制約を受けている。11月14日延々と続いた検察の立証が終わり、裁判体の変更による認否と冒頭陳述があらためて行われた。2023年2月28日から弁護人の立証に移る。

■京都地裁

争議の和解金として支払われた金銭が関生支部 武前委員長（当時委員長）湯川現委員長（当時 副委員長）による「恐喝」として起訴された事件＝ベストライナー事件、近畿生コン事件が審理されている。11月10日、24日の公判：検察の証人としてベストライナーや近畿生コンでの労働組合敵視による企業閉鎖の和解可決を恐喝だとする検察のストーリーで供述する元関生組合員 K。コンプライアンス活動の意義や有効性を認めながら、「自分のやってきたことは強固なイデオロギーにとらわれたもので湯川氏から指示されてやった社会通念を逸脱する行為だった」と証言。逮捕拘留中は黙秘を貫きながら保釈後 家族と生活のためだとして組合を脱退し、罪を認め警察検察の捜査に協力。自らに下された有罪判決（威力業務妨害罪）を受け入れた。関生支部労働組合の絶滅を掲げる大阪広域協の幹部傘下の組織に職をえて、京都だけでなく大津、和歌山でも検察側証人としていくたびも証人になってきた。12月8日を最後に 検察側証人尋問が終わり12月22日から弁護側の立証に移る。

毎回裁判所前で街頭宣伝活動、東海の会からも欠かさず裁判傍聴支援にかけつけています。傍聴参加者には交通費を半額補助しています。

裁判予定 刑事裁判の期日は 連帯広報委員会ホームページの記事の下段に記載されています。

<http://rentai-union.net/>

※予定期日は変更されることがありますので傍聴される方は事前にご確認ください。

※不当労働行為撤回 職場復帰を求める奈良吉田生コン 民事控訴審（大阪高裁）/ナニワ生コン 中央労働委員会（東京）も継続しています。

2022.11.6 全国労働者総決起集会 関生・東海からも参加



2022年11月6日、東京・日比谷野音で、「全国労働者総決起集会」が開催されました。関西生コン支部からの発言に続いて、関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会の柿山朗事務局長が挨拶をしました。2200名の結集があり、各地の闘いの報告、国際連帯の熱い表明がありました。集会の後、東海の会ものぼりと横断幕を掲げ、銀座通りを貫くデモを歩き通しました。



マイナンバーカードの義務化は、憲法違反！

河野太郎デジタル相は、「現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化した『マイナ保険証』に切り替える」マイナンバーカード（マイナカード）の**実質義務化**を発表。スマートフォンへの**搭載も予定**という。「マイナカードの取得は任意」に違反している。施行から6年たっても普及率が51.1%（10月末時点）の現状に、政府の焦りと、カード普及の狙いが垣間見える。○21年秋から施行されたデジタル改革関連法の「業務の遂行に必要」の拡大解釈で、**個人の同意が必要の原則の骨抜き**が始まった。（現行の個人番号法第19条12項で、個人の同意なしでの情報の提供を定めている。）○デジタル庁はマイナカード利用による**被害の責任は一切取らず、持ち主の自己責任**となる（「マイナポータル利用規約」）。マイナカードの利用・普及の狙いが、監視社会・警察国家化と不可分な**「プロファイリングと選別」**であることが露わとなってきている。（西尾）

関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会 会員募集中！

毎月1回 名古屋で街頭宣伝活動をしています

▲「関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会」は2019年6月29日関西生コン労組への弾圧が憲法を踏みしめるものであり、共謀罪型捜査弾圧の先駆けであり、この戦後最大級の弾圧を跳ね返すことが、労働組合や市民運動にとって政治的立場や路線を超えた共通の課題であると考え、東海地区の有志の呼びかけで結成されました。▲HPでの情報発信や裁判の傍聴支援、街頭宣伝活動、講演会の企画等を行っています。▲全国各地の運動と連帯しながら東海地区（愛知、岐阜、三重）からニュースの発行、捨てられないチラシ、SNSでの情報拡散など創意工夫でこの運動を広げていきたいと考えています。▲会の趣旨に賛同いただける方は、会員の推薦を受けてどなたでも参加できます。この運動のためのカンパをお願いします。記号 12050 番号 21748111 口座名義 関西生コン労組つづしの弾圧を許さない東海の会(カンサイナコンロウソツブシノダンアツヨコルサナイトウカイノカイ)

